

医官に対する専門研修に関する訓令を次のように定める。

昭和59年4月12日

防衛庁長官 栗原祐幸

医官に対する専門研修に関する訓令

改正	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成13年1月6日庁訓第2号
	昭和62年5月21日庁訓第22号	平成18年3月27日庁訓第12号
	昭和63年4月8日庁訓第12号	平成18年7月20日庁訓第78号
	昭和63年12月13日庁訓第40号	平成18年7月28日庁訓第83号
	平成5年4月1日庁訓第20号	平成19年1月5日庁訓第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、医師である自衛官（以下「医官」という。）に対する専門研修について必要な事項を定めるものとする。

(専門研修の目的)

第2条 専門研修は、医官が適切な指導責任者の下に、医学の専門分野に関する知識及び技能を練磨するとともに、医官としての資質の向上を図ることを目的とする。

(専門研修の区分)

第3条 専門研修の区分は次に掲げるとおりとする。

(1) 初期専門研修（初任実務研修後、最初の専門研修をいい、医学の専門分野の基礎を広く修得する研修をいう。）

(2) 高度専門研修（初期専門研修後、必要に応じて行う専門研修をいい、医学の専門分野に関する知識及び技能の維持及び向上を図る研修をいう。）

(専門研修の実施)

第4条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、医官及び歯科医官に対する初任実務研修に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第23号）に基づく研修を終了した医官に対し、必要と認めるときは、専門研修を行うことができる。

2 幕僚長は、新たに幹部自衛官として採用された医官で医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了している者について、必要と認めるときは、専門研修を行うことができる。

(専門研修の実施場所)

第5条 専門研修は、防衛医科大学校、海上自衛隊潜水医学実験隊、航空自衛隊航空

医学実験隊、陸上自衛隊衛生学校、自衛隊中央病院又は自衛隊地区病院（以下「研修機関等」という。）のうち指導体制が整備されている施設において行う。ただし、幕僚長は、やむを得ない事情があると認めるときは、部外病院、病院以外の研究機関、大学等を活用することができる。

（専門研修実施の委託及び受託）

第6条 幕僚長は、防衛医科大学校において行う専門研修については、防衛医科大学校長に委託して行う。

2 海上幕僚長又は航空幕僚長は、自衛隊中央病院において行う専門研修については、陸上幕僚長に委託して行う。

3 幕僚長は、他の幕僚長が監督する研修機関等において行う専門研修については、当該研修機関等を監督する幕僚長に委託して行う。

4 防衛医科大学校長又は幕僚長は、前3項の規定により委託があった場合には、特に支障がない限りこれを受託しなければならない。

（専門研修管理委員会）

第7条 専門研修に係る基本的事項について審議するため、防衛庁に専門研修管理委員会を置く。

2 専門研修管理委員会は、衛生監、防衛医科大学校病院長、統合幕僚監部後方補給官、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官、航空幕僚監部首席衛生官、自衛隊中央病院長その他防衛庁長官（以下「長官」という。）の指定する者をもって構成する。

3 専門研修管理委員会は、衛生監が招集し主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、専門研修管理委員会の運営等に関し必要な事項は衛生監が定める。

（専門研修の期間）

第8条 専門研修のうち初期専門研修の期間は2年以上4年以下とし、高度専門研修の期間はおおむね1年までとする。ただし、幕僚長は、やむを得ない事情があると認めるときは、長官の承認を得て当該期間を延長することができる。

（研修科目）

第9条 専門研修の対象となる医学の専門分野は、基礎医学、臨床基礎医学、臨床医学及び社会医学とし、それぞれの分野ごとの研修科目は、別表のとおりとする。

2 専門研修は、別表に掲げる研修科目のうち一科目を選択して行うものとする。

（専門研修指導官）

第10条 専門研修を行う研修機関等の長は、当該研修機関等に勤務する者のうちから研修科目ごとに所要の専門研修指導官を指定するものとする。

2 専門研修指導官は、専門研修を命ぜられた医官（以下「研修医官」という。）に対し研修科目に関する指導を行うとともに、総合的な指導を行うものとする。

（専門研修の評価）

第11条 専門研修指導官は、研修医官ごとに評価を行い、当該評価を順序を経て防衛医科大学校長又は幕僚長に報告するものとする。

2 防衛医科大学校長又は幕僚長は、受託による専門研修が終了したときは、前項の規定による評価を専門研修を受託した幕僚長に速やかに通知するものとする。

(長官に対する報告)

第12条 幕僚長は、専門研修を開始し又は終了したときは、別記様式により速やかに長官に報告しなければならない。

(委任規定)

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、長官の承認を得て防衛医科大学校長及び幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和59年4月12日から施行する。

附 則(昭和59年6月30日庁訓第37号)(抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年5月21日庁訓第22号)

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則(昭和63年4月8日庁訓第12号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則(昭和63年12月13日庁訓第40号)

この訓令は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則(平成5年4月1日庁訓第20号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月6日庁訓第2号)(抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成18年3月27日庁訓第12号)(抄)

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

2 第89条の改正規定により、統合幕僚長は、この訓令の施行の日に、第4条第3項に規定する長官への上申(以下この項において「上申」という。)をしなければならない。ただし、上申をしようとする捜索救助管轄区域及び区域調整官が航空救難に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第56号)第6条第3項の規定により現に定められている救難区域及び区域指揮官と同一のものである場合には、その旨を長官に報告することをもって上申に代えることができる。

附 則(平成18年7月20日庁訓第78号)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成18年7月28日庁訓第83号)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

別表（第9条関係）

専門分野	研修科目
基礎医学	解剖学 生理学 生化学 再生発生学 その他長官の定める科目
臨床基礎医学	薬理学 病態病理学 免疫・微生物学 国際感染症学 医用工学 分子生体制御学 その他長官の定める科目
臨床医学	総合臨床医学 内科学 精神科学 小児科学 外科学 脳神経外科学 整形外科学 形成外科学 皮膚科学 泌尿器科学 眼科学 耳鼻いんこう科学 産科婦人科学 放射線医学 麻酔学 臨床病理学 救急医学 リハビリテーション医学 臨床検査医学 その他長官の定める科目
社会医学	衛生学公衆衛生学 法医学 体力医学 特殊環境医学 防衛医学 その他長官の定める科目

別記様式（第12条関係）

専門研修 $\left(\begin{array}{c} \text{開始} \\ \text{終了} \end{array} \right)$ 報告書

研修機関等	研修科目	研修人員	研修期間	研修概況等
		人	年 月 日 ～年 月 日	
計				

備考 研修概況等欄には、研修の概況その他特記すべき事項を記入する。